

FUNFUNJAPAN 利用規約

第1条 (取扱の準則)

株式会社 EPARK リラク&エステ (以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「FUNFUNJAPAN 利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「FUNFUNJAPAN」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望する店舗 (以下「お客様」といいます。)は、本規約に同意の上、運営元の定める方法により本サービスへの加入を申し込み、運営元がこれを承諾したことをもって本サービスの利用登録 (以下「利用登録」といいます。)が完了するものとします。また、利用登録が完了したお客様を「利用者」といいます。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は以下のとおりとします。

- ・運営元又は運営元の提携先が運営する WEB サイト (以下「媒体」といいます。)に利用者の店舗 (以下「本店舗」といいます。)情報を掲載でき、媒体に訪問したユーザー (以下「ユーザー」といいます。)からの予約受付を行えるサービス。なお、お客様の情報が掲載される媒体はお客様のお申込されたプランに応じて、別途、運営元が指定する媒体とし、運営元はお客様の同意を取ることなく、これを増やすことができるものとします。
- ・その他、別途運営元が指定する前項に付随するサービス

第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金 (以下「利用料金」といいます。)は、運営元指定の申込書に記載された金額とし、掲載開始月の翌月より発生します。また、本サービスの利用契約期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額は全て利用者が負担するものとします。
2. 利用者は、当月分の利用料金を、毎月末日で締め、翌月末日までに運営元指定口座に振込み、自動振替、又は別途運営元が定める方法にて支払うものとします。振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 運営元の責めに帰すべき事由によらず、利用者が本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金の減額・返還、損害賠償を含め、運営元は一切の責任を負わないものとします。
4. 運営元は、理由の如何を問わず、利用者が運営元に対して既に支払った利用料金を含む一切の料金を返還しないものとします。

第5条 (苦情処理等)

1. 利用者がユーザーに対して本店舗にて提供するサービス (以下「利用者サービス」といいます。)に起因する苦情への対応は、利用者が責任をもって行い、運営元に何ら迷惑をかけるものとしません。
2. 運営元が、利用者サービスに起因する苦情への対応を行った場合、利用者は運営元の請求に基づき、運営元に生じた対応のために要した費用相当額を支払うものとします。

第6条 (遅延損害金)

運営元は、利用者が第4条に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.5%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第7条 (お問合せ)

利用者は、運営元に対して本サービスに関するお問合せを行う場合、運営元の定める方法により運営元に対して連絡をするものとします。

第8条 (本サービス・規約の変更)

1. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 運営元は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を利用者に運営元が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。
5. 運営元は、自己の裁量によって、利用料金を変更する場合があります。利用料金の変更は、法令等に抵触しない限り運営元の任意とし、利用者は当該変更に対して異議を述べないものとします。なお、運営元は、当該変更日の60日前までに利用者へ通知を行うものとします。

第9条 (利用停止)

1. 運営元は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
 - ① 本サービスのシステム設備の保守を行う場合。

- ② 本サービスのシステムにウィルスの進入又は不正アクセスが行われた場合。
 - ③ 第17条に定める不可抗力が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。
 - ④ 運営元が本サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
 - ⑤ 利用者が本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 - ⑥ 利用者が本サービスの利用料金の支払いを遅滞した場合。
2. 運営元は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第10条 (禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は運営元の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は運営元に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。

第11条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

第12条 (損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、運営元又は第三者に損害を与えた場合には、運営元又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第13条 (通知)

1. 運営元から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他運営元が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第14条 (利用目的)

運営元は、利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 運営元、運営元の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「運営元等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 運営元等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 運営元等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 利用者から事前の同意を得た場合。

第15条 (秘密保持)

お客様は本サービス利用中に知り得た全ての情報を機密情報として取扱うものとし、目的を超えて使用し又は第三者に開示・漏洩しないものとします。また、お客様はその従業員に対し、本条による秘密保持義務を遵守させるものとします。

第16条 (データの著作権及び所有権)

1. 本サービスに関する著作権・その他知的財産権及び所有権等は、運営元に帰属します。
2. 本サービスにおいて掲載されたお客様の文章、画像、映像等（以下「著作物」といいます）にかかる知的財産権（以下「知的財産権等」といいます）の帰属については、お客様が従前より保有している著作物を除いて運営元に帰属するものとします。なお、知的財産権等の帰属がお客様にある場合においても、運営元が著作物の使用、翻案、頒布、譲渡等を行うにあたり必要な範囲に限り、予めお客様は運営元に対して当該知的財産権等の使用を無償、無期限にて許諾するものとします。
3. お客様は、運営元に対し、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、次のとおり運営元が知的財産権等を使用することを許諾するものとします。また、お客様は、運営元が本条による許諾に基づいて知的財産権等を使用すること

に対して、著作権者人格権を行使せず、また、著作権者に行使させないものとします。

- ① 知的財産権等の全部又は一部を任意に選択して複製・加工・編集し、又はほかの情報素材などと組み合わせて媒体に掲載すること
- ② 知的財産権等の全部又は一部を運営元のサイト又は前号により知的財産権等を掲載する媒体に掲載、商品の販売促進及び宣伝（運営元又は第三者の検索サービスから運営元のサイトへの誘導を向上させるため、当該第三者に提供することを含みます）のために使用すること
- ③ 前各号のほか、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び出版ならびに第三者へサブライセンスすることを含みます）すること

第17条（免責）

1. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して利用者に生じた損害について、運営元に故意・又は重過失がない限り、運営元は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。
3. 運営元は利用者が求める本サービスの効果を何ら保証しないものとします。

第18条（報告義務）

1. 利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、運営元に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。

第19条（第三者への委託）

運営元は、本サービスの一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

第20条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

運営元は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止し、又は本サービスに関する利用契約を解除することができるものとします。

- ① 利用者が差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ② 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- ③ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ④ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
- ⑤ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、運営元に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑥ 利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑦ 第9条（利用停止）第5号乃至第7号の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、運営元は、利用者が第9条（利用停止）の第5号乃至第7号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が運営元の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- ⑨ 前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、運営元の業務の遂行に支障を来し、又は来たとおそれが生じたとき。
- ⑩ 本規約、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違背したとき。
- ⑪ その他、運営元が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第21条（解約）

利用者が、本サービスの解約を行う場合、利用者は、解約申告期間に以下に記載するサポートまでサービス利用契約を解約する旨連絡する方法により行うものとします。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

契約満了月	1月	2月	3月	4月
解約申告期間	前年12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2月末日	3/1～3/31
契約満了月	5月	6月	7月	8月
解約申告期間	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31
契約満了月	9月	10月	11月	12月
解約申告期間	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30

<サポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日10:00～18:00

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

第22条（解約後の措置）

1. 利用者が、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、利用者が運営元に対して既に支払った利用料金を含む一切の料金は返還されないものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、運営元に対する一切の債務を、利用者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。
3. 本サービス利用者が、本サービスの契約期間中において、利用契約を中途解約する場合は、契約期間の満了に至るまでの本料金の合計金額から既払いの本料金を控除した金額、その他当社に対する債務（中途解約日時点で債務は発生しているが、未請求の債務も含む）を、本サービスの解約日の属する月の翌月末日までに、一括して支払うものとします。

第23条（期限の利益の喪失）

利用者が、第20条に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、運営元に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第24条（契約期間）

本サービスの利用契約期間は、利用料金の課金開始月の初日から本契約の契約申込書表面記載の期間とします。なお、利用者が第21条に定める手続きに則って解約をしなかった場合には、利用者と運営元との間で締結した本サービスに関する契約は、同一条件にて12ヶ月間延長されるものとし、その後も同様とします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去に反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 自己の役員及び従業員が反社会的勢力でないこと。
 - ③ 自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと。
 - ④ 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ⑥ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. お客様は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 - ① 運営元又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
 - ② 運営元又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 運営元に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. お客様の委託先（再委託が数次にわたるときはそのすべてを含み、委託先等、名称の如何を問わず、以下「委託先」といいます。）にも、前二項の表明及び保証を行わせるものとし、委託先がこれに違反又は抵触した場合、お客様は委託先との契約の解除その他の必要な措置を講ずるものとします。なお、お客様は、自己の委託先が本条第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに運営元にその事実を報告するものとします。
4. お客様は、お客様又は委託先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を運営元に報告し、運営元の捜査機関への通報及び運営元の報告に必要な協力を行うものとします。
5. 運営元は、お客様に前四項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他お客様と運営元との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客様は運営元に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、運営元は、本項による解除によっても、お客様に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第26条（信義誠実の原則）

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と運営元が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第27条 (施策)

運営元は、運営元任意の裁量でキャンペーン・クーポンを実施できるものとします。

以上

制定日：2024年11月25日

別紙

別紙に記載の内容は本サービスに基づき利用者が弊社の提携する媒体である運営元の運営する「FUNFUNJAPAN」（以下「本サイト」といいます。）に掲載される場合に適用されるものとし、別紙に記載の内容は本規約の一部として取り扱われるものとしします。

本機能とは、ユーザーが本サイトにおける割引を利用して、利用者の店舗における施術代金の一部又は全部を割引する機能を指します。

- ① 本機能に基づきユーザーが事前に割引した金額（以下「本金額」といいます。）は、毎月末日で締め、翌月末日までに利用者が運営元に対して負っている債務と相殺する方法又は運営元の指定する方法により支払います。但し、利用者が運営元に対して負っている債務が、本金額を下回る場合は、利用者の金融機関口座に対して振り込む方法により支払います。この場合、振込手数料は運営元が負担します。
- ② 本機能を利用したことによるユーザーとのトラブルについて、運営元の責に帰すべき事由がない限り、運営元は責任を負わず、ユーザーと利用者との間で解決を図るものとしします。
- ③ 利用者の金融機関口座に不備があり解消されない等、利用者の事由により、運営元が本金額を適切に支払う手段がない場合、運営元は利用者に対する本金額の支払いを当該不備が解消されるまで留保することができるものとしします。
- ④ 本機能は予告なく終了する可能性があります。その場合、運営元と利用者との間における本機能に係る債権債務を速やかに清算します。
- ⑤ FUNFUNJAPAN サービス価格の定価（月額）は、10,000円（税別）とし、利用料金の変更は、法令等に抵触しない限り運営元の任意としします。